

(素案)

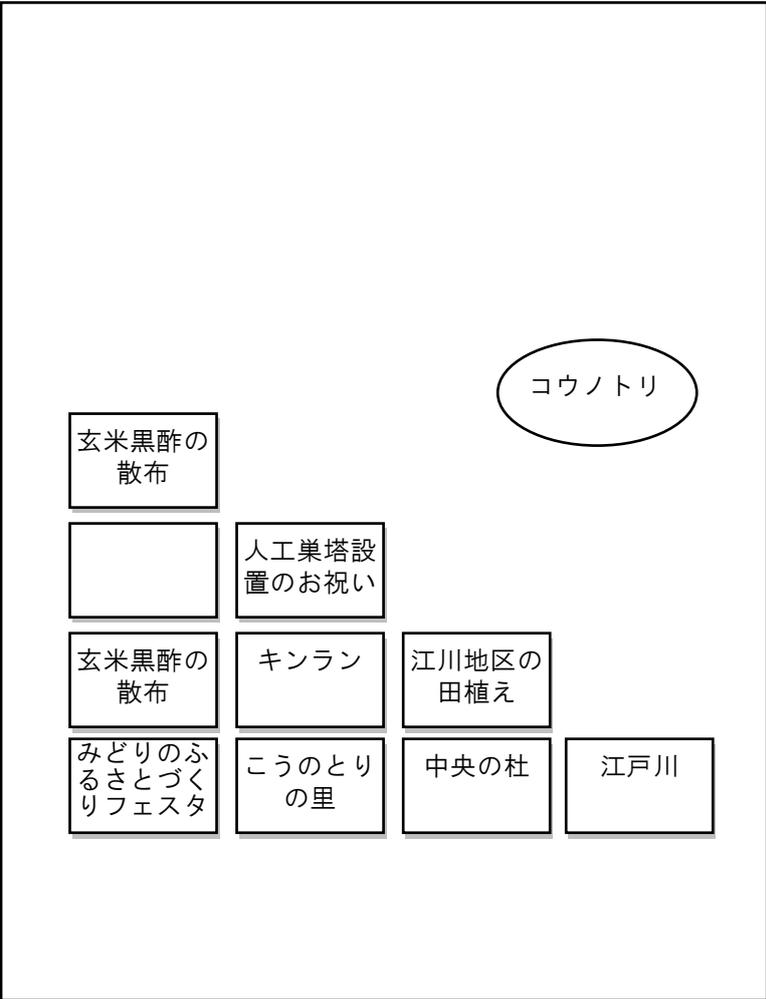
第2期 生物多様性のだ戦略

2023（令和5）年度～2032（令和14）年度



2023（令和5）年3月

野田市



表紙の写真

■第2期生物多様性のだ戦略の策定にあたって

野田市では、首都圏近郊にありながら、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境が多く残っている特徴を活かしたまちづくりを進めています。

これまで、「野田市の豊かな自然環境を次世代に残していくため」、「未来を託す子ども達に夢を与えるため」、そして「たくさんの生き物が生息、生育する豊かな自然環境の再生」を目的に、平成27年



3月に「生物多様性のだ戦略」を策定し、環境に優しい農業の推進やコウノトリをシンボルとした自然と共生する地域づくり等、様々な取組を進めてきました。

豊かな自然は、市民の皆様の愛着を生み出している貴重な財産であり、さらには人々に潤いや安らぎ等の精神的な豊かさを与える大切な資源です。

野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、市民の皆様が元気で明るい家庭を築いてもらうための資源として育み、そして活用し、それを実現する手段として、今回策定されました「第2期生物多様性のだ戦略」の下、生物多様性の重要性を市民の皆様によりわかりやすく伝えるとともに、豊かな自然環境を活かしたまちづくりに取り組み、これまで進めてきた生物多様性の取組等を充実、発展させ、自然環境の保全、再生、利活用を進めていきます。

今回の「第2期生物多様性のだ戦略」の策定にあたり、「生物多様性のだ戦略市民会議」の委員の皆様をはじめ、自然環境調査を実施していただいた調査員の皆様、そしてご尽力をいただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

野田市長 鈴木 有

■地球規模で考える野田市の生物多様性

1972年（昭和47年）スウェーデンのストックホルムで「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議（ストックホルム会議）が開催され、先進工業国においては経済成長から環境保全への転換が、開発途上国においては開発の推進と援助の増強が重要であるとされました。この時期が地球環境問題が認識され始めた黎明期といえます。その後、かけがえのない地球を大切に—持続可能な生活様式を実現するため、国際自然保護連盟（IUCN）が各国政府を通じて、自然保全のための戦略としての世界環境保全戦略を1980年（昭和55年）に発信しました。



環境を圧迫している自然資源の消費を食い止め、持続可能な社会を実現するため、以下の9原則を掲げて具体的な行動規範が示され、こうした取り組みが1992年（平成3年）に採択された生物多様性条約等に継承されてきました。

- (1) 生命共同体を尊重し、大切にすること。
- (2) 人間の生活の質を改善すること。
- (3) 地球の生命力と多様性を保全すること。
- (4) 再生不能な資源の消費を最小限に食い止めること。
- (5) 地球の収容能力を越えないこと。
- (6) 個人の生活態度と習慣を変えること。
- (7) 地域社会が自らそれぞれの環境を守るようにすること。
- (8) 開発と保全を統合する国家的な枠組みを策定すること。
- (9) 地球規模の協力体制を創り出すこと。

国連人間環境会議における宣言の精神は、生物多様性条約や気候変動に関する国際連合枠組条約、持続可能な開発のための2030アジェンダとして具体化されていき、そのような中で、南北に長く、多様な自然環境の下で発展してきた日本は、都道府県、基礎自治体ごとに生物多様性戦略や環境対策の基本計画を策定してきました。

しかしながら、すでに顕在化し始めている全国規模での水土砂災害の激甚化、頻発化など気候変動の影響が大きくなることが見込まれるなか、地域に暮らす人々の安全と財産を守る取組としての自然保護を意識し、自然と共生する持続可能な都市づくりへの機運が高まっています。

豪雨に対応して発生する氾濫は、流域という大地の構造と生態系が引き起こす現象です。その中で、地域で暮らす人々の安全と財産を守るため、社会が適応していく取組を法的に整備する流域治水関連法案が制定されました。

野田市は、関東のへそとも称される関宿を北の頂点とし、銚子を河口として流れる利根川を背に、東京湾に流れ下る江戸川を西に見下ろし、この両河川をこの河川を結び、首都圏の物流を水運で支えた利根運河を南東の境とする地理的な位置にあります。かつて銚子と江戸を結ぶ水運の要地、現在も首都圏を洪水から守る治水と、交通・物流の要衝の地であります。

同時に、関東の生態系ネットワークを再生するシンボルとしてコウノトリの野生復帰に取組み、首都圏の生物多様性を支える重要な役割を果たしています。

生物多様性の戦略は、様々な社会変動に適応し、自然と共生する持続可能な地域として発展させていく指針となります。野田市の皆さんには、野田の自然が、首都圏全域の持続可能な都市ネットワークを支えていく要衝なのだと、是非自負していただきたいと思います。

※参考・引用：岸由二 2021 生きのびるための流域思考 ちくまプリマー新書

「生物多様性の戦略市民会議」会長
長谷川 雅美（東邦大学理学部教授）

目 次

第1章 第2期戦略の基本的な考え方	
(1) 「生物多様性」とは	1
(2) 生物多様性の背景	3
(3) 生物多様性のだ戦略の位置づけ	8
第2章 野田市の生物多様性の現状	
(1) コウノトリをシンボルとした取組	9
(2) 自然環境調査（歴史調査を含む）から見える現状	13
(3) 社会環境調査（アンケート調査）から見える現状	19
第3章 第2期戦略の目指す姿と方針	
(1) 第2期戦略の将来像・目標年	23
(2) 将来像を実現するための目標・指標・計画期間	23
(3) 第2期戦略で取り組む4つの基本方針と施策	26
第4章 第2期戦略の推進体制と今後の進め方	
(1) 推進体制	36
(2) 今後の進め方（戦略の進行管理）	38
資 料	
「生物多様性のだ戦略市民会議」委員名簿	
「生物多様性のだ戦略調査員会」調査員一覧表	
「自然環境調査」結果	
「歴史調査」結果	
「野田市生きものの豊かさアンケート」結果	
「用語解説」	

第1章 第2期戦略の基本的な考え方

(1) 「生物多様性」とは

地球には、約175万種の生きものがいます。また、まだ発見されていない生きものもあわせると3,000万種にもなるといわれています。これらの多種多様な生きものは、お互いを支えあい、時には食べる・食べられるの関係で、バランスをとりながら暮らしています。様々な生きものがいることによって、豊かな自然が健全に守られているのです。このように、「多くの生きものたちがお互いに関わりあい、様々な環境に合わせて生存している」ことを、「生物多様性」といいます。

地球上では、長い歴史の中で、食物連鎖による生きもの同士の関わりあいや、地域や河川流域との関わりあいなど、様々な「つながり」があります。また、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化とつながっています。

人間も生きものの一つです。生命の一つひとつに個性があり、すべての生命は直接的に、あるいは間接的に、つながり支えあって生きています。

～私たちの生活は生物多様性に支えられています～

私たちの生活には、自然の恵みから作られている水、食べもの、燃料、衣服などが欠かせません。

また、森林や河川など豊かな自然を守ることは、自然災害の軽減や温暖化の防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。

このような豊かな自然の恵みは生物多様性（多様な生きもの関わりあい）により作られています。

そのため、「生物多様性を守ることは、私たちの生活を守ること」にもつながっています。



【3つのレベルの多様性】

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルの多様性があるとしています。

① 生態系の多様性

森林、海洋、草はら、湿地など、いろいろなタイプの自然、つまり生きものがくらす場所があります。



森林



湿地



海洋



草はら

② 種の多様性

動物、植物、細菌など、いろいろな種類の生きものが存在し、お互い支えあひながらくらすしています。



ニホンアマガエル



ミドリシジミ



タチツボスミレ

③ 遺伝子の多様性

同じ種類の生きものでも、異なる遺伝子を持ち個性があります。形や模様などに違いがある種もいます。



ナミテントウ



いろいろな模様のナミテントウがいるね。同じ種でも地域によって遺伝子が大きく違うものがあることもわかってきたよ。生きものをむやみに移動させたり放したりしないようにしようね。

【生物多様性の恵み＝生態系サービス】

私たちの生活は、生物多様性から多くの恵みを受け取っており、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。環境省では、生態系サービスを次のとおり分類しています。

供給サービス	調整サービス	文化的サービス
<p>私たちの暮らしに必要な資源を供給するサービス</p> <p>(食料、燃料、木材、繊維、薬品の原料など)</p>	<p>私たちが暮らす環境を調整するサービス</p> <p>(森林による気候の緩和や調整池による洪水調節機能など)</p>	<p>私たちの暮らしを豊かにする文化的なサービス</p> <p>(精神的充足、教育、レクリエーションへの恩恵など)</p>
<p>基盤サービス</p> <p>生きものが生み出す大気と水</p> <p>(酸素の供給、光合成や土壌形成、水や栄養循環など)</p>		

※上記のほか、野生鳥獣による農林水産業被害など、負の影響をもたらす「**ディ**スサービス」があります。

生物多様性が豊かであるほど生態系サービスが向上するという場合が多くみられます。将来にわたって生態系サービスを受け続けていくためには、その源となる生物多様性を守っていくことが重要です。

(2) 生物多様性の背景

【生物多様性を低下させる4つの危機】

環境省では、生物多様性を低下させた要因を「4つの危機」として整理しています。

これらの危機に対して、国内あるいは地球規模でさまざまな対策が講じられてきており、効果が見られているものもありますが、危機は依然進行しています。日本の生物多様性は、4つの危機にさらされています。1975年から2000年の25年間には、地球全体で4万種の生き物が絶滅したと言われていています。これは1日に4種の生きものが絶滅した計算になります。

第一の危機：人間活動や開発による危機

人間活動や開発により、自然環境を悪化させたり壊してしまったことで、そこに暮らす生きものが減ったり、絶滅してしまいました。
(鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取、開発による転用など)



第二の危機：人間による働きかけの縮小による危機

里地里山など人間が自然を利用することで維持されていた環境が、生活様式の変化、人口減少や高齢化の進行などにより利用しなくなったため、自然のバランスが崩れ、そこに暮らす生きものが減ったり、生息・生育状況が変化してしまいました。
(薪炭林の伐採や採草の減少、間伐などの森林整備の不十分な状況など)



第三の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

外来種など人によって違う場所から持ちこまれた生きものが、もともと地域で暮らしていた生きものを食べたり、暮らす場所をうばったりすることで、そこに暮らす生きものが減ったり、生きもの同士のバランスを崩しています。
(アライグマやブラックバスなど外来種の増加など)



第四の危機：地球環境の変化による危機

地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化等の地球環境の変化による影響により、生きものが絶滅してしまう危険性が高まると言われています。



【生物多様性に関する世界や国内の動き】

生物多様性は私たち人間の生活を支え、様々な恵みをもたらすものです。生きものに国境などの境界はなく、世界や国内で広く生物多様性に取り組んできました。

また、近年では、局地豪雨など様々な自然災害の脅威に対し、「自然に根ざした社会課題の解決策（NbS：Nature-based Solutions）」が世界的に求められています。

年	生物多様性に関するできごと
1992（平成 4）	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催 (ブラジル・リオデジャネイロ) ⇒「生物多様性条約」採択（1993(平成 5)年 5 月に日本も締結）
1995（平成 7）	「生物多様性国家戦略」策定
2008（平成 20）	「生物多様性基本法」制定（①）
2010（平成 22）	生物多様性条約の第 10 回締約国会議（COP10）開催（愛知県名古屋市） ⇒ 愛知目標採択（②）
2012（平成 24）	「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定
2015（平成 27）	「生物多様性のだ戦略」策定 国連総会開催（アメリカ・ニューヨーク） ⇒ SDGs（③）を全世界の共通目標とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択
2021（令和 3）	G7 サミット開催（英国・コーンウォール） ⇒ G7・2030 年「自然協約」採択（④） 「流域治水関連法」制定（⑤）
2022（令和 4）	第 15 回締約国会議（COP15）が中国で開催（予定） ⇒2050 年を目指したポスト愛知目標採択（予定） 「第 2 期生物多様性のだ戦略」策定

① 生物多様性基本法

生物多様性の保全と利用に関する基本原則や生物多様性国家戦略の策定、白書の作成などを規定し、日本の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方を示している。また、地方自治体による生物多様性地域戦略の策定の努力義務なども規定している。

② 愛知目標

2020（令和 2）年に生物多様性の損失を止めることを目指した 20 の個別目標（愛知目標）。ただし、世界の生物多様性は人類史上これまでにない速度で減少しており、愛知目標については、20 の個別目標のうち完全に達成できたものはないという厳しい結果が示されている。

③ SDGs (Sustainable Development Goals)

2030 (令和12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための全世界の共通目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上で「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを宣言している。このSDGsと生物多様性の関わりは深く、



「目標14：海の豊かさを守ろう」や「目標15：陸の豊かさを守ろう」といった直接的な目標も定められている。

また、SDGsの目標はそれぞれが関連しているため、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことが可能であり、生物多様性においても、経済や社会とのつながりを考え、様々な課題をともに解決していく視点が重要となっている。

④ G7・2030年「自然協約」

G7各国は、国の状況やアプローチに応じて、2030 (令和12) 年までに、自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全することなどを約束し、このことを「30by30目標 (※)」と呼んでいる。現在、国において、「30by30目標」を達成するために、国立公園等の保護地域の拡張と管理の強化及び「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 (OECM: Other Effective area-based Conservation Measures)」の設定・管理を中心的な施策に位置づけて、国や地域、企業そして国民一人ひとりの力を結集し、進めていくことが検討されている。

※30by30 目標 (生きものの種に着目した保全施策だけではなく、水、大気、光などの無機的环境や見えない微生物等も含め生態系をエリアベースで保全し、効果的に管理し、それらをつなげることで健全な生態系を確保するための目標。)

⑤ 流域治水関連法

流域の生態系を一体的に活用して災害に備えていく考え方を示している。附帯決議に、「自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラ (※) の考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること」を明記している。

※グリーンインフラ (自然の持つ様々な機能を社会が抱えている課題の解決手段として活用する考え方。例：洪水を防ぐ調整池や温暖化対策の緑化活動など)

【生物多様性に関する野田市の動き】

野田市は関東の真ん中、千葉県北西部に位置し、東京都心から30km圏（内）に位置しています。三方を利根川、江戸川及び利根運河に囲まれ、市域の中央に台地が細長くのび、台地には河川や海によって浸食された谷状の地形「谷津」が多く入り込んでいます。台地に降った雨などが谷津から流れ出る沢や河川沿いの低地に広がる水田や用水路などを通じて、利根川・江戸川・利根運河に流れ込んでいます。

そのような中で、自然と共生する地域づくりとして、市役所に隣接する「中央の杜」の保全・管理、野田市に特有な谷津環境を有する「江川地区」での復田、地権者の協力を得て協定を結んで保全・管理を行う「市民の森」の指定など、様々な取組を進め、2015（平成27）年には「生物多様性のだ戦略」を策定しました。

また、2012（平成24）年には、生物多様性のシンボルとして国の特別天然記念物であるコウノトリの飼育を開始し、繁殖や野生復帰を目指した放鳥に取り組んでいます（詳細は第2章（1））

近年は、台風だけでなく、ゲリラ豪雨や線状降水帯など局地的な大雨の発生も見られ、市内各所の調整池と同様、水田などの低地も調整池の役割を果たしています。

このように、市の地形をふまえながら、自然の持つ様々な機能を活用しており、これらのことが、流域治水やグリーンインフラの考えにつながっています。

今後も、豊かな水辺環境を必要とするコウノトリをシンボルとして、自然の多様な機能（多機能性）を活用できるよう、生物多様性の保全に取り組んでいきます。

新型コロナウイルスと生物多様性

－One Health 地球の健康はみんなの健康－

国連環境計画（2020）では、新型コロナウイルスは野生生物を由来とする人獣共通感染症の可能性が指摘されており、こうした野生生物由来の感染症によるパンデミックが、今後も拡大傾向にあるとされています。

パンデミックを防ぐために「ワンヘルスアプローチ」という考え方が注目されています。人の健康は、家畜を含む動物の健康や健全な自然環境と一体であり、これらの健康が保たれば人への感染症を減らすことができるというものです。

この考え方からも、自然環境の保全が一層重要であると理解できます。さらに、感染防止のために行動が制限される状況では、公園や緑地など身近な自然環境の保全がますます重要となっています。

かつてはごくあたりまえだった、「自然と共に生き、必要な分だけその恵みをいただく」という生き方にヒントがあるのかもしれません。

(3) 生物多様性のだ戦略の位置づけ

生物多様性のだ戦略は、2008（平成20）年に制定された生物多様性基本法第13条に基づく地域戦略として、2015（平成27）年に策定されました。

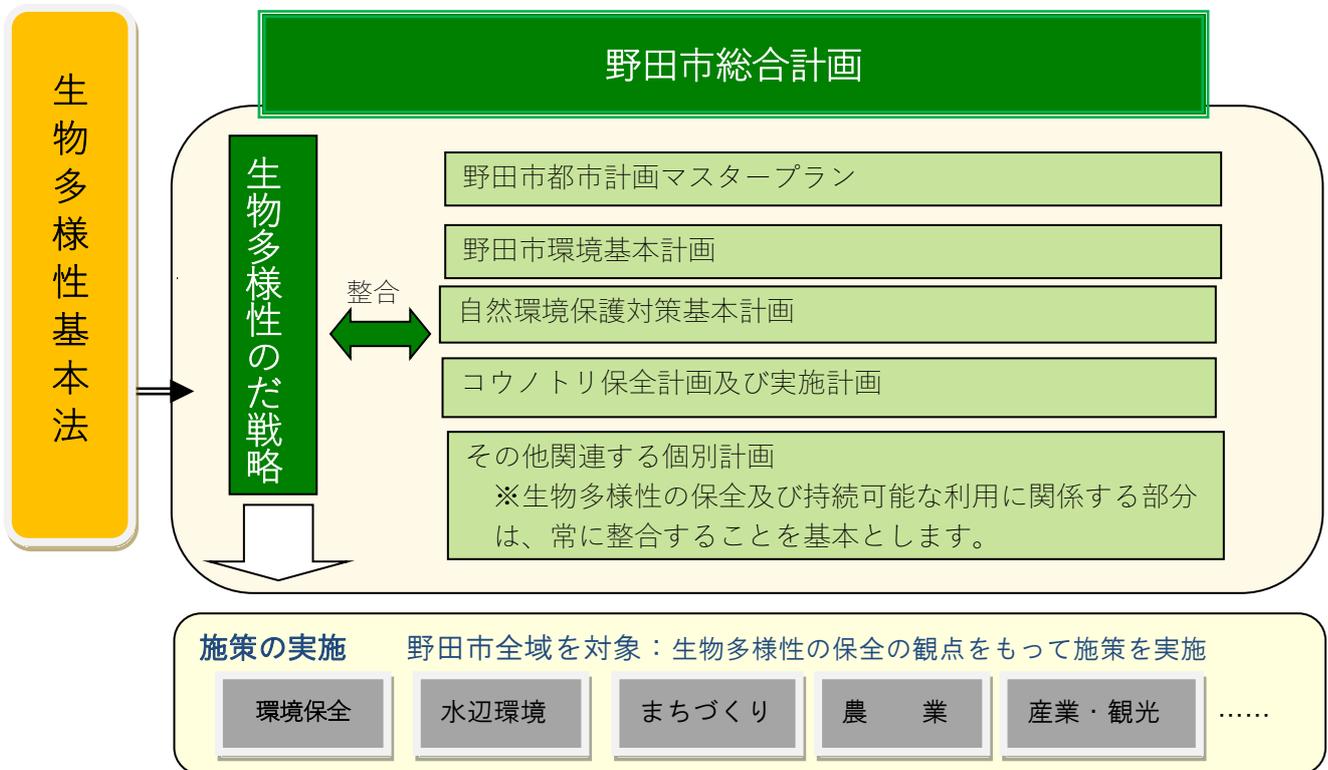
本戦略は、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで野田市の魅力を増進するという観点から、行政（まちづくり）の基本的方向性を示すものであり、野田市の活力の維持・向上を目指す長期的な成長戦略として位置付けます。

また、野田市総合計画における「基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市」の実現に向けて、「基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進」の施策として、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、自然再生のシンボルとして、コウノトリの野生復帰を推進し、これまでの自然再生、生物多様性の取組を更に広げ、地域経済の活性化を踏まえた自然と共生する地域づくりを進めるために策定するものです。

野田市総合計画における将来都市像

～人のつながりがまちを変える～
みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち

図 生物多様性のだ戦略の位置づけ



第2章 野田市の生物多様性の現状

本章では、野田市のコウノトリをシンボルとした取組及び、今回、第2期戦略を策定するにあたり実施した自然環境及び社会環境調査から見える野田市の生物多様性の現状を取りまとめました。

(1) コウノトリをシンボルとした取組

野田市では、首都圏近郊にありながら、豊かな自然環境が残っているという特徴を活かし、生物多様性の保全として、玄米黒酢や冬期湛水水田（ふゆみず田んぼ）による環境に優しい農業、江川地区での自然再生に取り組んできました。

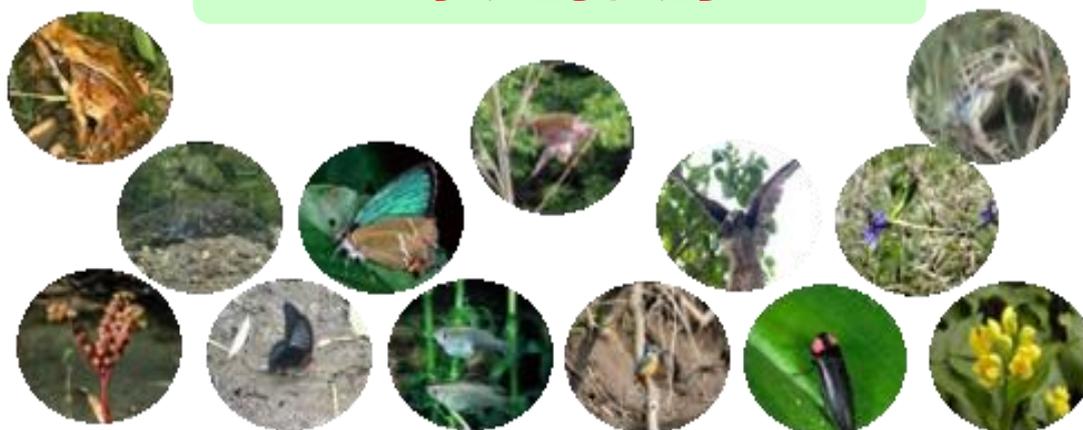


こうした取組により、市内のいたるところでホタルやドジョウなど多くの生物が戻ってきました。市では、これらの経験を生かし、さらなる生きものがたくさんすめるような環境づくりを目指しました。

そこで、生物多様性の保全を継続し、広域的に連携しながら拡大して取り組むために、希少性が高くかつ親近感をもて効果が分かりやすいシンボルが必要と考え、国の特別天然記念物であるコウノトリを生物多様性のシンボルとして、飼育・放鳥・野生復帰に取り組んできました。



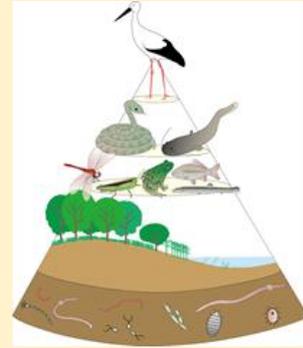
自然と共生する地域づくりにより戻ってきた
多くの生きものたち



～なぜ、「コウノトリ」がシンボルになるのか？～

①コウノトリは、「田んぼ」の食物連鎖の頂点に立つ肉食の鳥であり、体重約4 kg～6 kgの体を支えるために1日約500 g～1 kgという多くの餌が必要

→コウノトリが生息可能な自然環境は、**生物多様性の豊かな良好で健全な生態系の存在を示す証**となる



水辺環境の生態ピラミッド
(作図：(公財)日本生態系協会)



②コウノトリは、採餌場所として「田んぼ」や「河川・湿地」などを利用

→「田んぼ」は、人間の食糧生産の場であり、コウノトリが安全・安心な餌を食べられる環境は、**人にとっても、安全・安心な農作物が作られている証**となる

③コウノトリは、日常的に広域的な移動を行う大型鳥類であるとともに、国の特別天然記念物であるため、その移動も注目を集める

→江川地区から利根運河流域へ、そして野田市全域、さらに関東地域へと広がっていく際に、**各地域間をつなぐ目に見える指標種**となる



④コウノトリは、白くて美しい姿や優雅な飛翔、大型で目立つことに加えて人の目にとまる場所で子育てをし、古くから幸せを運ぶ“瑞鳥”として、多くの人から親しまれ愛されてきた鳥

→コウノトリをきっかけに、自然環境や農業、地域づくりに関心をもつ市民が増えるとともに、**野田市の取組への認知度が高まること**につながる

【コウノトリの飼育・放鳥・野生復帰】

コウノトリを飼育するために、2011（平成 23）年に「野田市コウノトリの保全に関する有識者会議」を設置し「コウノトリの生息域外保全（※）実施計画」を策定し、飼育に関する基本方針を示しました。



野田市こうのとりの里

基本方針に基づき、江川地区にコウノトリ飼育施設を整備し、文化庁、環境省と協議しながら、東京都にも依頼し、2012（平成 24）年 7 月に野田市と（公財）東京動物園協会・多摩動物公園の間でコウノトリ保全に関する協定を締結しました。その後、文化庁及び環境省の許可を得、同年 12 月に多摩動物公園からコウノトリ 2 羽を譲り受け、飼育を開始しました。また、同年、「野田市コウノトリと共生する地域づくり推進協議会」を設立し、取組を推進しています。

飼育開始後は、2013（平成 25）年、2014（平成 26）年と繁殖が実現しました。この繁殖実現を踏まえ、2015（平成 27）年に関東初の試験放鳥を実施しました。3 年間の試験放鳥後、2022（令和 4）年まで、毎年放鳥を実施しています。

※生息域外保全・・・自然の生息環境の外において人間の管理下で保全すること
 ⇨生息域内保全（自然の生息環境において保全すること）



コウノトリの飼育、放鳥、それに伴うイベントの様子



表 1 野田市こうのとりの里における飼育個体数の内訳（各年 12.31 時点での個体数）

	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022
オス	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
メス	1	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2
計	2	4	6	4	4	4	4	4	4	3	3

※H26 生まれのメス（アカリ・ミライ）は兵庫県立コウノトリの郷公園にペアリングを目的として、H27 に預けた。その後、R4 に病気によりアカリは死亡し、現在はミライのみ預けている。

※H25 生まれのオス（つばさ）は R3 に展示を目的として東京都井の頭自然文化園に譲渡している。

表 2 放鳥個体等の推移（各年 12.31 時点での個体数）

		H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	計
当年度 放鳥数	オス	1	2	1	2	1	1	1	1	10
	メス	2	0	0	1	1	0	1	0	5
当年度 死亡数	オス	0	0	0	1	0	1	0	1	2
	メス	1	0	0	0	1	0	0	0	2
野外生息個体数		2	4	5	7	8	9	10	11	

【国や自治体、関係機関との連携】

野田市では、国や自治体、様々な関係機関と連携しながら取り組んでおります。主な組織は次のとおりです。

① 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会

国土交通省、農林水産省及び環境省が協力し、関係する県及び自治体が参加して、関東地域において、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の推進と併せて、コウノトリ・トキをシンボルとしたにぎわいのある地域振興・経済活性化方策に取り組み、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目的として設立。

近年では、エコロジカル・ネットワークと流域治水を一体的な推進や関東広域における野外コウノトリの事故等防止、コウノトリを活用した地域学習プログラムの実施などに重点を置いている。



コウノトリの生息を支える河川、水路、水田など広域的な水辺環境のつながり



② コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム

栃木県小山市、埼玉県鴻巣市、そして野田市の3市で呼びかけ設立。県域を越えた広域の自治体連携により、地域づくりのシンボルとなるコウノトリ・トキの野生復帰を通じ、人と自然が共生する魅力的な地域づくりと、地域の自立的な発展に貢献していくことを目的に活動している。

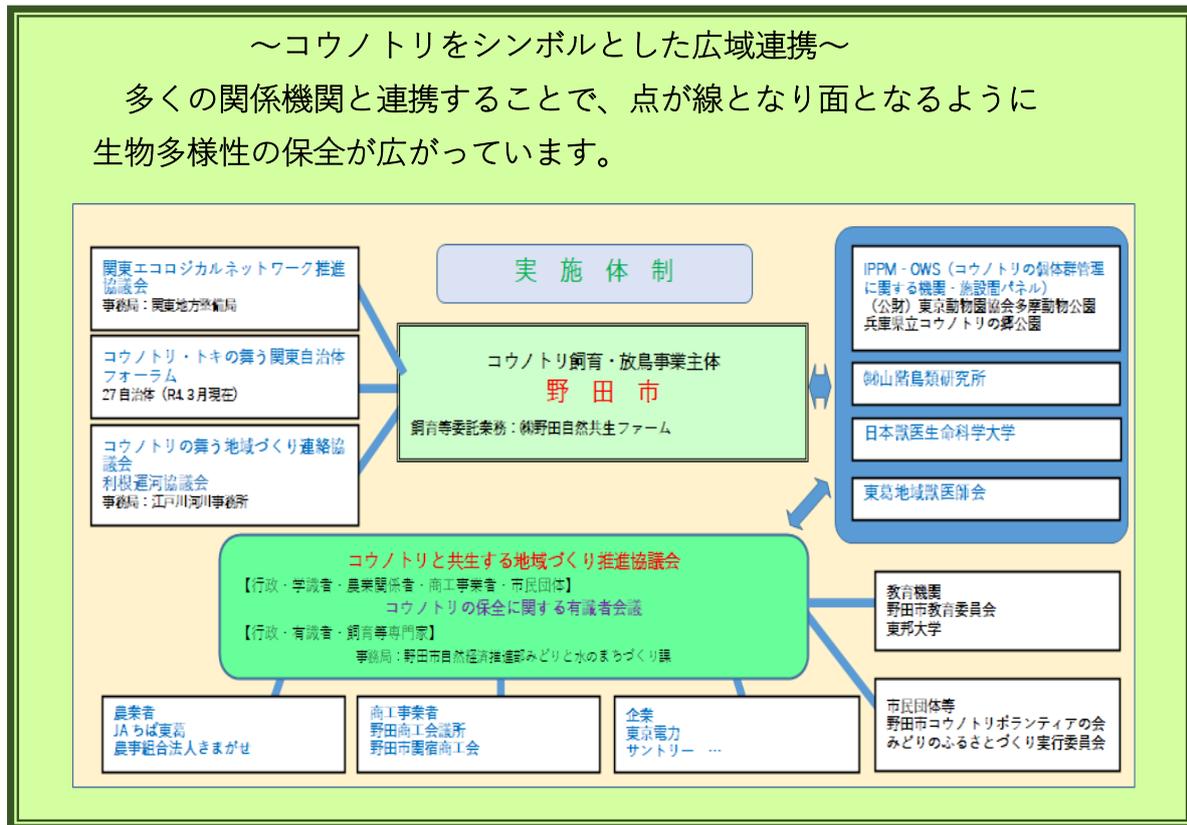


イベントへの出展の様子

2012（平成24）年に環境省で策定された「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」の中に、本フォーラムの取組が紹介されている（第1部第4章第2節2）。

③ コウノトリの個体群管理に関する機関・施設間パネル（略称：IPPM-OWS）

国内におけるコウノトリの生息域外・生息域内の保全に必要な課題を様々な機関・施設等で協議し、解決策の実施および支援することを目的として、飼育下や野外のコウノトリの長期的な繁殖計画等を検討するため設立。



【コウノトリの取組による成果】

野田市では、生物多様性の保全につながるように、コウノトリをシンボルとした自然と共生する地域づくりに取り組んできました。

そうした中で、平成 29 年に放鳥した個体が、市内に 2 年以上滞在しています。また、市内各所に複数のコウノトリの飛来滞在が確認でき、餌となる多くの生きものが増えていることが証明されました。同時に、放鳥個体が、渡良瀬遊水地エリアで繁殖したことから、関東におけるエコロジカル・ネットワークの形成も進んできました。

今後は、2021（令和 3）年度に策定したコウノトリ保全計画に基づき今まで取り組んできた「自然と共生する地域づくり事業」を継続しながら、人材育成や観光、商品開発などにも取組を広げ、コウノトリを活用して魅力的な地域づくりの実現につながることを目指しています。

(2) 自然環境調査の結果概要

野田市の生物多様性の現状における特性を把握するため、市内の主な自然拠点 13 地点（次ページ図参照）において、動植物の調査を実施しました。また、「江川地区」については、その歴史的な経緯の中での自然との関りを対象とした調査も実施しました。

調査は、令和 2（2020）年 9 月～令和 3（2021）年 10 月にかけて、野田市の自然環境に詳しい市民団体の協力を得て実施し、1,517 種という多くの動植物が、わたしたちの身近に暮らしていることが確認されました。

調査結果報告書は野田市ホームページでも公表しています。

自然環境調査の様子



報告書は QR コードから読み取れます

表 調査で確認された種数

分類群	総数	希少種		外来種 ・栽培種
		環境省 レッドリスト	千葉県レッド データブック	
植物	792	21	49	207
鳥類	100	10	46	1
爬虫類	9	0	7	1
両生類	7	1	4	2
魚類	25	8	7	6
昆虫類	584	11	46	16
計	1,517	51	159	233

表 調査地点ごとの確認種数

	調査地点	植物	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類
1	中戸谷津	242	46	4	5	11	105
2	関宿落堀ビオトープ	240	45	3	4	11	150
3	五駄沼付近	203	57	5	3	4	178
4	尾崎金島地区	240	37	3	4	0	199
5	小船橋水辺公園付近	205	42	3	3	2	126
6	はきだし沼	131	39	4	3	7	140
7	座生調整池	258	55	0	4	7	140
8	柳沢西山市民の森	238	25	2	2	1	151
	柳沢北耕地市民の森	216	41				
9	木野崎城下	282	51	4	4	16	146
10	三ツ堀里山自然園	322	42	5	4	4	265
11	二ツ塚	289	35	1	2	0	224
12	南部耕地	-	50	-	-	-	-
13	江川地区	375	59	6	2	15	105

* 調査結果は、巻末「資料編」に概要を掲載しています。

自然環境調査で確認された生きものたち（一部）

			
ハンノキ	ノスリ	カワセミ	アケビ
			
タゲリ	ムラサキシジミ	ニホンカナヘビ	オオアオイトトンボ
			
オオカマキリ	モツゴ	トウキョウダルマガエル	キンラン

写真提供：柳沢朝江氏、土屋氏、紺野氏、小泉氏、徳永氏、柳沢勉氏、（公財）日本生態系協会

■自然に係る歴史調査結果の概要

「江川地区」について、その歴史的な経緯の中での自然との関りを対象として調査を実施し、調査結果を「野田市江川地区の自然と歴史&伝統の魅力7選」としてまとめました。

私たちの目の前にある自然は、長い歴史において、人の営みと深いかわりの中で育まれてきたものであることを改めて知ることができました。

表 野田市江川地区の自然と歴史&伝統の魅力7選

魅力1	浅い海が広がっていた江川地区 (縄文時代)	江川地区は、縄文海進時代、東西北総台地にはさまれた浅い海が広がる干潟環境だったことが確認されています。
魅力2	相馬御厨(そうまみくりや) (平安時代)	江川地区周辺は、平安時代に利根川、小貝川、印旛沼、手賀沼などで水上交通交易の諸権限を有していた千葉常重氏が伊勢神宮に寄進して「相馬御厨」となした由緒ある土地でした。
魅力3	幕末の江川地区と江川堤(いりひ) (江戸時代)	三ヶ尾沼・悪水落堀と利根川間に延長約436mの「江川堤」が築かれ、堤防の下に設けられた「堤樋」で、用水の取入れや排水を行っていました。
魅力4	江川堤跡に残る農業遺跡「堤樋」 (江戸～明治時代)	
魅力5	三ヶ尾沼(明治時代)	明治14年頃の三ヶ尾沼は、木ノ崎・瀬戸・三ツ堀・大青田・深井・三ヶ尾等の滴水合溜しておよそ100haにおよぶ1つの沼になると当時の調査報告書に記されています。
魅力6	福田村江川耕地組合設立許可申請書 (明治・大正時代)	区画整理事業が盛んになった明治時代に、江川地区の区画整理の状況が当該資料から伺うことができます。
魅力7	江川耕整記念碑(昭和時代)	江川耕地の歴史を語りかける「江川耕整記念碑」(昭和8年)が、県道7号線脇(大字瀬戸)に立っています。



田舟浮かぶ江川排水路(大正8年)
(野田市江川土地改良区所蔵)



現在の江川地区

■野田市の自然環境の現状と課題

調査結果から、次のような野田市の自然環境の現状と課題が確認されました。

乱開発の防止と身近な自然の保全

市内には水田や斜面林などがいたる場所で確認され、一見すると多くの自然が残されているように感じますが、市街地化の進行や太陽光発電設備用地の増加などの開発によって、自然地の面積の減少、つながりの分断が進むことで、野生の生きものの生息・生育の場が失われています。

また、自然地の多くは民有地であり、すべての開発や用途変更を止めることはできませんが、残したい場所と利用すべき場所のバランスをとり、私たちの身近な自然を守り、次世代に継承していくための取組が必要です。

人の管理・活用で維持される雑木林や水田の保全

野田市の自然は人の手がまったく入らない原生自然ではなく、かつて暮らしに炭や落ち葉を提供していた雑木林、食料生産や治水機能そして生物の生息の場所という多機能を有する水田など、人が適度に管理・活用することによって維持されてきた、人の暮らしとともにある里山の自然環境です。しかし、ライフスタイルや食生活の変化、後継者不足などによって、雑木林は放置され、農地は減少傾向にあり、里山の自然を生育・生息の場としていた生きものが減少しています。



地権者と市で協定を結んで維持管理している「市民の森」の例

ゴミのポイ捨てや不法投棄による環境の悪化

樹林地や河川敷などの自然地では、人の目につきにくいこともあり、不法投棄やゴミのポイ捨てが目立っています。ゴミは美観を損ねるだけでなく、野生の生きものにとっても、水質汚濁や土壌汚染による生息環境の悪化、誤食や有害物質の生物濃縮による繁殖阻害など様々な形で悪影響を与えることが懸念されます。特に自然の中で分解されずに残るプラスチックごみは、降雨・河川を通じて市外にも流出し、地球規模の問題にもつながっています。

在来種の減少と外来種の増加

メダカ（ミナミメダカ）やカエル（トウキョウダルマガエル）など、かつて私たちの身近に普通に見られていた「在来種」が、今では全国的に絶滅が心配される種であり、市内でも生息数や生息場所が減少しています。

一方で、日本や野田市域にこれまで生育・生息していなかった生きものである「外来種」が、ペットの遺棄や園芸種の逸出などの人為的な理由により侵入・定着を拡大しています。



ヤマユリ
「野田市野生動植物の保護に関する条例」
による保護



ミシシippiaカミミガメ
市内でも大繁殖し全国的に生息地を
拡大している外来種

自然環境調査データの蓄積と活用

市が市民団体等が実施している自然環境調査の調査データや標本などは、市の自然環境を知り、守り、引継いでいくための貴重な情報です。そのため、市民団体や市、専門家等の連携・協働により、これらの情報を継続的に蓄積し有効な活用をはかっていくための仕組みが求められています。

ルール・マナーを守った持続可能な自然の利活用

豊かな自然環境は、市民にとって大切な共有財産です。景観や自然体験、自然を生かしたレクリエーションを楽しむ場をみんなで共有するとともに、野生の生きものの生息・生育の場として保全し、それらの恩恵を継続的に受けていくためには、生き物に配慮した利用や、利用者相互の思いやりのある活用など、ルールやマナーを守った利用が必要です。

自然に対する市民意識の向上・醸成

野田市に限らず、生物多様性への関心や理解は、まだまだ進んでいないのが現状です。野田市の自然を守り次の世代に引き継いでいくためには、野田市に暮らす私たち一人ひとりが身近な自然に関心を持ち、その魅力や価値・大切さを理解し、自ら守り育て伝える一員となる必要があります。

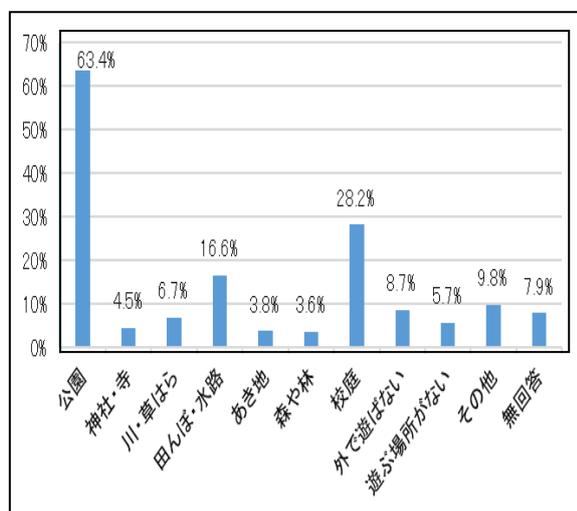
(3) 社会環境調査の結果概要

生物多様性に係る市民意識の把握を行うため、市内全小学校から協力をいただき、令和2年11月に小学校5年生の児童、および、その保護者等を対象としたアンケートを実施しました。アンケートの回収率は、児童約97%（1,292名）、保護者等約89%（1,193名）でした。調査の結果をグラフ化し、以下の通り整理しました。

① 遊び場について

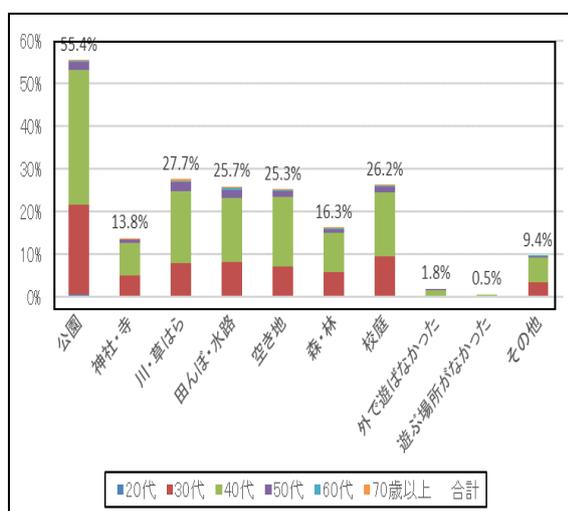
子ども

問：自然のある場所の中で、ふだん、よく遊んでいる場所、よく行く場所はどこですか？



保護者等

問：子ども（小学生）のころ、いつもどんな場所であそんでいましたか？



よく行く場所・遊び場については、子ども、大人ともに公園が多く選ばれました。公園は、年代に関わらず、自然に触れ・親しみ・学び、癒しなどの恩恵を身近で感じられる重要な空間であることから、安全で自然に触れられる公園づくりを進めることが必要と考えられます。



野田市スポーツ公園

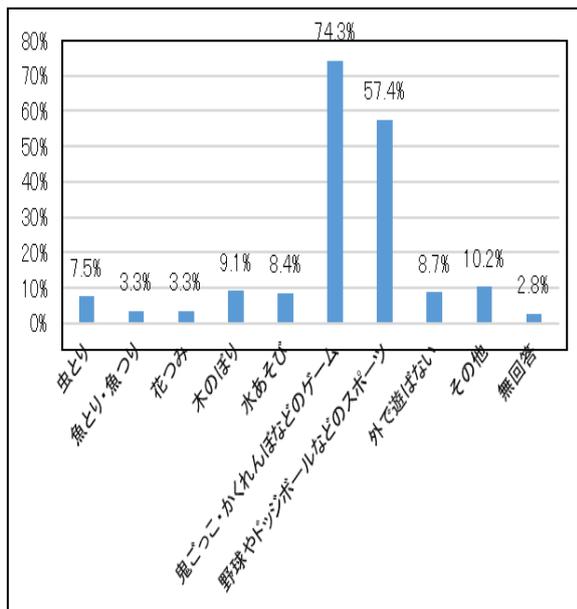


関宿城にここ水辺公園

② 外での遊びについて

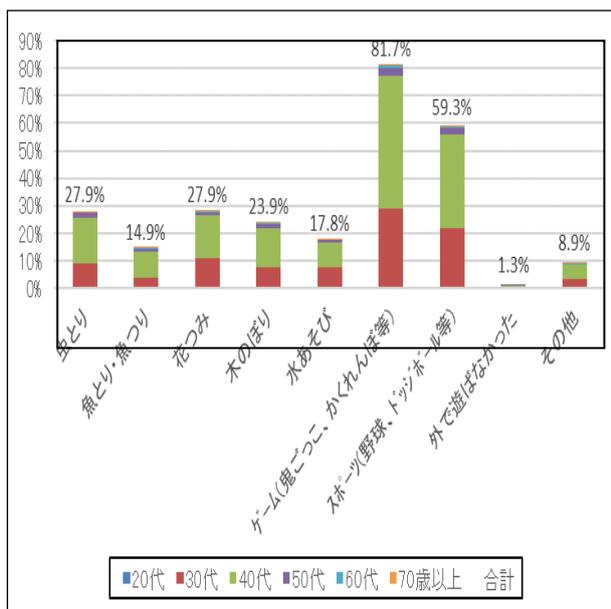
子ども

問：外で遊ぶとき、どんなことをして遊びますか？



保護者等

問：子ども（小学生）のころ、どんなことをしてあそびましたか？

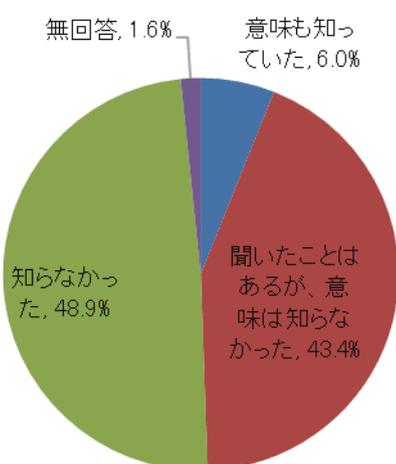


外での遊びについて、子どもでは虫とり、魚つり、草つみなどといった直接生き物と触れ合って遊ぶことは少ないことがわかりました。現在の社会環境にあった自然と触れあえる場を増やすことが今後重要になると考えられます。

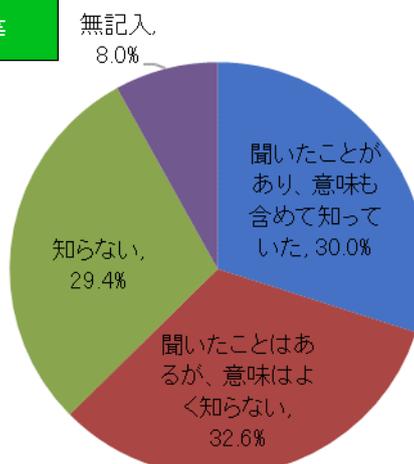
③ 生物多様性の認知度について

問：「生物多様性（せいぶつたようせい）」という言葉を知っていましたか？

子ども

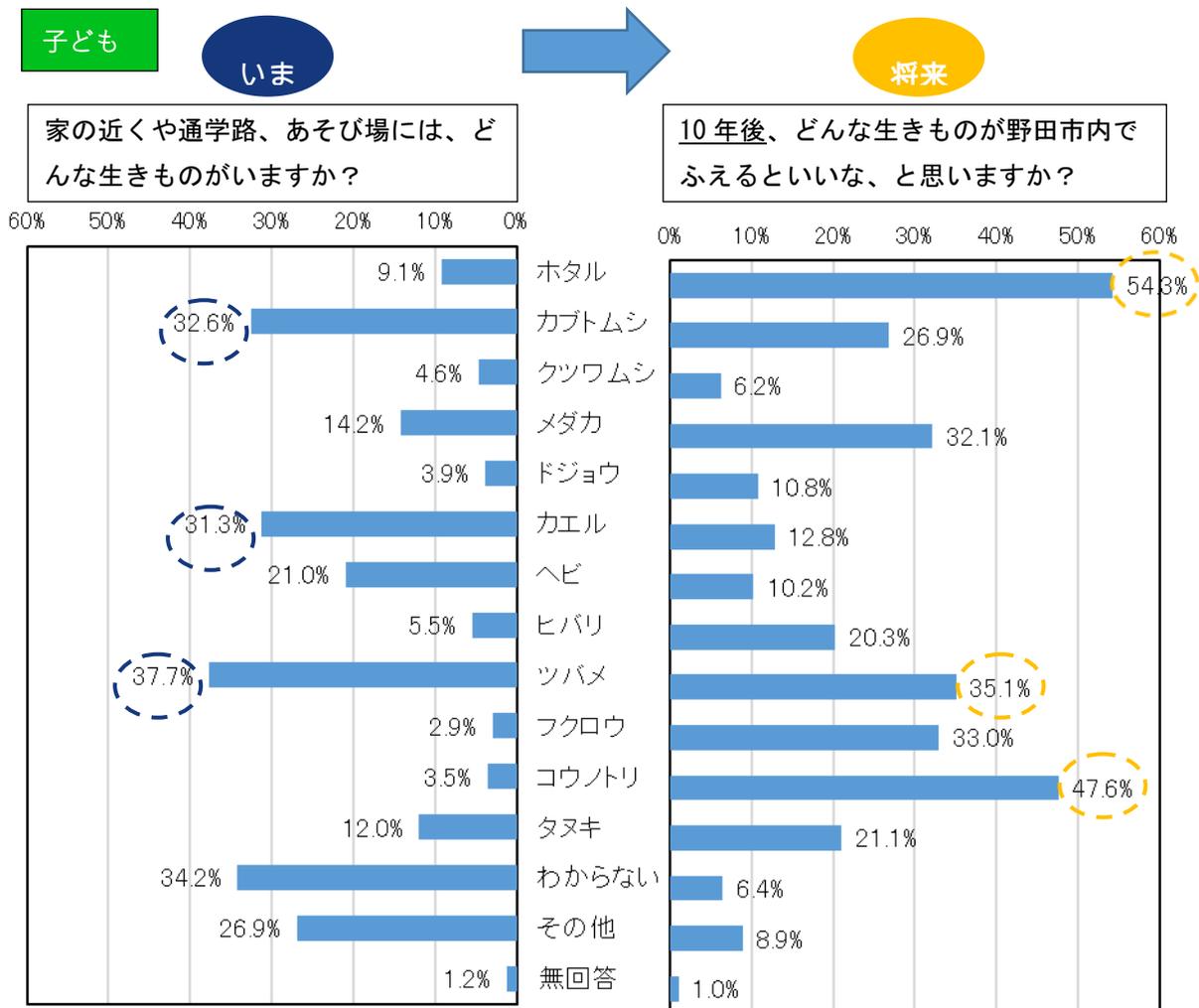


保護者等



子どもの中で「生物多様性」という言葉の認知度が低いことがわかりました。新たな戦略では、生物多様性を野田の“あたりまえ”にするための効果的な取組みの実施が望ましいといえます。

④ 身近な生きものについて（複数回答）



将来

増えてほしい生きもの



コウノトリ



ツバメ

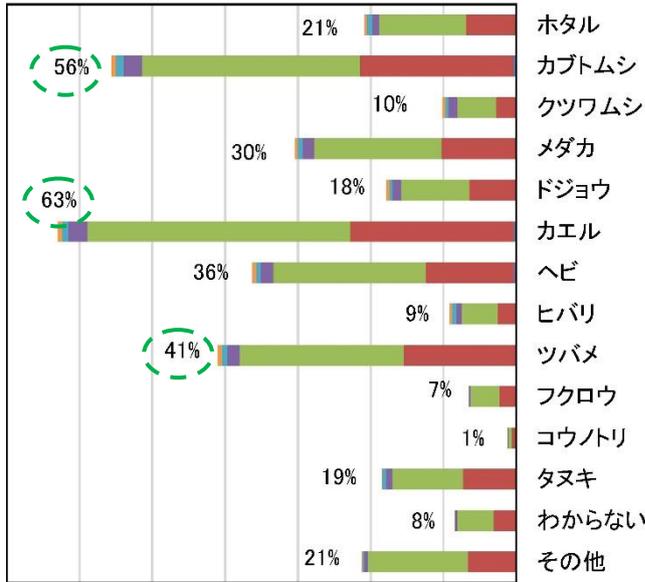


ホタル

子どもの頃

子どものころ、家の近くや通学路、あそび場には、どんな生きものがいましたか？

70% 60% 50% 40% 30% 20% 10% 0%

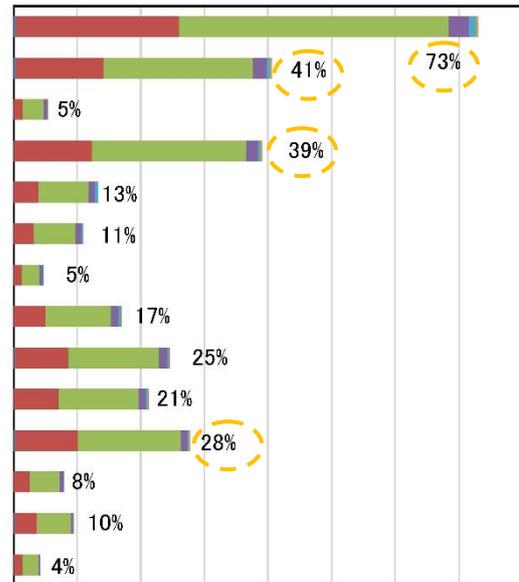


■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70歳以上

将来

子どもやまごの世代になったとき、どんな生きものが野田市内でふえるといいな、と思いますか？

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%



子どもや孫の世代になった時

増えていてほしい生きもの



コウノトリ



ホタル



カブトムシ



メダカ

将来、野田市で増えるとよい生きものでは、コウノトリをおよそ2人に1人(47.6%)子どもが選びました。今後もコウノトリとともに暮らせるまちづくりを進めることが望まれています。また、子ども調査では、どんな生きものがあるか「わからない」という回答者も全体の1/3を占め、学校教育、家庭教育の中で生きものを観察し触れあう場や機会が増えるような工夫が必要と考えられます。

第3章 第2期戦略の目標・方針・施策

生物多様性の恵み（生態系サービス）を活用した地域づくりの視点から見た 2050 年までに目指す将来像をふまえ、第 2 期戦略の計画期間における目標・4 つの基本方針・取組施策をとりまとめました。

（1） 生物多様性の視点から見た将来像

私たちの生活は生物多様性の恵みである生態系サービスによって支えられています。暮らしの基礎となる食料や水などだけでなく、近年は、気候の安定による災害の緩和など、社会の様々な課題に対し、生物多様性の保全を進めることで、自然の持つ様々な機能を活用し、ともに解決していこうという視点が重要となっています。

そうした中で、市では2050（令和22）年までに実現を目指す「将来像」として、野田市には水辺の生態系の頂点に立つコウノトリが生息する（すめる）環境があり、市の自然を象徴する「みどり」や多くの「生きもの」が関わりあうことが、生物多様性の保全のみでなく、私たちの暮らしの基盤をつくり、私たちが安全・安心に暮らせることにつながるという思いをこめて、以下のとおり掲げています。

野田市がめざす将来像

私たちの暮らしを支えるみどりと生きものがつながるまち
～コウノトリもすめる自然なノダ～

（2） 第2期戦略の計画期間・目標・指標

上記の将来像の実現を目指すため、第2期戦略においては、計画期間・目標・指標を以下の通り設定します。

計画期間 2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度までの 10 年間

目 標 一人一人が生物多様性を感じ、行動する

指 標 生物多様性の認知度
子ども（小学校 5 年生）の認知度 15%（2020 年度：6%※）
おとな（小学校 5 年生の保護者）の認知度 40%（2020 年度：30%※）
（※2020 年度実施のアンケートで「意味も知っている」と回答した割合）

将来像と「生物多様性戦略」のイメージ図



（3） 第2期戦略で取り組む4つの基本方針とそれに基づく施策

【4つの基本方針とそれに基づく施策】

目標を達成するため、取組を進めるための4つの基本方針、および、2032年までに実施する、基本方針に基づく11の施策テーマと、施策テーマのもとで実践する50の事業を掲げます。

4つの基本方針（案）

方針1	生物多様性を「まもる」	多くの生きものが関わりあえるように、生きものが存在する「自然環境」を守ります
方針2	生物多様性を「いかす」	防災や農業、観光など、暮らしや経済において、「自然の価値」を活かします
方針3	生物多様性を「たのしむ」	自然に親しむ、遊ぶ、癒されるなど、「自然の魅力」を楽しみます
方針4	生物多様性を「つなぐ」	環境教育・学習、人材育成、財源確保などによって、「自然の恵み」を次世代に引き継ぎます

4つの基本方針

11の施策テーマ

生物多様性を
まもる

1 緑地や山林、農地などをまもる

2. 自然環境の質をまもる

3. コウノトリの生息環境をまもる

4. 自然のつながりをまもる

生物多様性を
いかす

5. 暮らしにいかす

6. 経済にいかす

生物多様性を
たのしむ

7. 自然の魅力を感じてたのしむ

生物多様性を
つなぐ

8. 情報でつなぐ

9. 人や活動がつなぐ

10. 財源の活用でつなぐ

11. 未来へつなぐ

50の事業

1-① 江川地区の保全	1-⑤ 生物多様性に配慮した土地利用の推進
1-② 中央の杜の保全	1-⑥ 太陽光発電開発事業への対応
1-③ 民有樹林地の「市民の森制度」の活用	1-⑦ 農地保全と環境保全型農業の拡充
1-④ 自然環境調査拠点等の調査	1-⑧ 水田の利活用

2-① 希少種等の保全	2-④ 生物多様性に留意した維持管理の検討
2-② 外来種による影響の抑制	2-⑤ 河川・水路の水質改善と湧水の保全
2-③ ペットの飼育に関する認識・理解の促進	

3-① コウノトリの飼育・野生復帰	3-③ コウノトリ関東地域個体群形成に係る協働の推進
3-② コウノトリの採餌・営巣環境づくり	

4-① 河川や水路等における河川排水整備	4-② 水とみどりのネットワークの形成
----------------------	---------------------

5-① 脱プラスチックへの意識の向上	5-③ 自然を意識した暮らしの普及・啓発
5-② ゼロカーボンシティ宣言をふまえた取組	

6-① 企業と連携したエコツーリズム	6-③ 学校給食への市内産農産物の活用
6-② 有機資源及びブランド農産物の活用	6-④ 生物多様性に留意した消費活動

7-① 自然を楽しむルール・マナーの周知	7-⑤ 在来植物を活かした緑化活動の推進
7-② 生きものマップの作成	7-⑥ 江川地区市民農園の継続開催
7-③ 生きものへの関心を高める制度の設立	7-⑦ 共通言語による意識の向上
7-④ 在来種・外来種の理解の推進	

8-① 生物多様性に係る情報発信	8-③ 環境学習プログラムの活用促進
8-② 市民団体や企業等による取組の情報収集及び発信	

9-① 自然環境調査拠点等を中心とした活動	9-⑤ 学校教育における自然環境拠点の活用
9-② ボランティア登録制度の推進	9-⑥ 学校と民間活動等のマッチング支援
9-③ 地域コミュニティによる身近な自然環境の保全・維持管理	9-⑦ 広域連携による取組の推進
9-④ 企業・事業者の社会貢献活動による自然環境保全・維持管理の促進	

10-① みどりのふるさと基金の確保	10-③ 民間資金の活用
10-② 森林環境譲与税の活用	10-④ 生物多様性に係る支援制度の情報提供

11-① 環境教育を通じた郷土愛の醸成	11-③ 生物多様性に係る市民意識の把握
11-② 生物多様性を守り・伝える人材育成	11-④ 戦略の定期的な進捗確認・評価の実施

② 取組施策の内容

生物多様性を

まもる

多くの生きものが関わりあえるように、生きものが存在する「自然環境」を守ります

施策テーマ1 緑地や山林、農地などをまもる

1-①	江川地区の保全
自然環境保護対策基本計画に基づき保全します。 また、「野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例」に基づき、既存指定区域の継続により、保全エリアの維持に努めます。	
1-②	中央の杜の保全
市役所に隣接する中央の杜（市有地）について、「野田市緑地保存に関する実施要綱」に基づき、ヤマユリ、キンラン、ギンラン等の希少種の保全やナラ枯れ、松枯れなどの対応により森林の維持管理を進めます。 また、新たに東京理科大学ふれあいの森として、東京理科大学と連携した保全に取り組みます。	
1-③	民有樹林地における「市民の森制度」の活用
市内の山林の減少を抑えるため地権者への森林保全の協力を依頼するとともに、山林を残していくために、新規の市民の森を増やしていきます。 併せて、市民の森制度を見直し、現地にあった活用を図っていきます。	
1-④	自然環境調査拠点等の調査
自然環境調査拠点等を守るために、継続したモニタリング調査を実施します。 また、調査結果や市内の自然環境に関する情報を収集し、自然環境の保全に活用できるよう整理します。	
1-⑤	生物多様性に配慮した土地利用の推進
生物多様性に配慮した考え方や取組事例を掲載した資料を作成し、開発事業における事業者への生物多様性の保全に関する周知を図ります。 また、公共用地の維持管理において、森林や調整池がもつ災害を緩和する機能と生物多様性の保全が一体的に進められるよう、市関連部署との連携を図ります。	

1-⑥	太陽光発電開発事業への対応
<p>市内の農地や山林の減少を抑えるため、太陽光発電について、許可制への移行に伴う制度の周知に取り組みます。</p>	
1-⑦	農地保全と環境保全型農業の拡充
<p>水田や畑地等の農地はたくさんの生き物の生息・生育環境としても重要であり、治水等多面的な役割を担っています。農地の保全については、適切な農業生産活動が必要であることから、減農薬・減化学肥料や有機農法など、生物多様性に寄与する農業や農作物のブランド化により農業の振興に取り組んでいきます。</p> <p>また、農地保全および環境保全型農業の実施面積の拡大を図ります。</p>	
1-⑨	水田の利活用
<p>生きものの生息環境の確保を目的とし、農家や地権者に配慮した、江川地区における休耕田を活用した生きものを育むビオトープの整備に取り組みます。</p> <p>また、環境調査の結果、効果が少ない冬水田んぼの見直しを行うとともに、他地域における湧水、水田が一体となったビオトープの整備に新たに取り組んでいきます。</p>	



イメージ写真掲載

施策テーマ2 自然環境の質をまもる

2-①	希少種等の保全
<p>絶滅危惧種等の希少種の保全について、「自然環境調査」のデータを活かしつつ、モニタリング調査を継続し、市域に生息する希少種等の保護を図ります。</p> <p>また、動物園や水族館、植物園などで行われている「生息域外保全」の取組事例を紹介しながら希少種の保全について周知していきます。</p>	
2-②	外来種による影響の抑制
<p>在来種の保全のため、アライグマをはじめとした特定外来生物の捕獲をできる限り継続して実施します。</p> <p>また、アレチウリ等、特定外来植物駆除活動を市民、市民団体、企業、行政等の連携・協働により実施します。</p> <p>また、市内で確認されている主な外来種や栽培種等に関する情報を市報やホームページ等を通じて発信していきます。</p>	
2-③	ペットの飼育に関する認識・理解の促進
<p>動物の適正な飼養の啓発を通じて、命の大切さと、無責任なペットの野外放逐による生物多様性に及ぼす影響についての理解を進めます。</p>	
2-④	生物多様性に留意した維持管理の検討
<p>市条例等に基づく保全地区や都市公園等の樹林地・水辺においては、地形や維持管理体制の条件を踏まえつつ、生物多様性に留意した維持管理方法について、市民活動団体と連携しながら検討を進めます。</p>	
2-⑤	河川・水路の水質改善と湧水の保全
<p>利根運河における導水をはじめ、環境用水の導入や水質汚濁要因の調査など、市内の河川・水路の水質改善や湧水の保全に努めます。</p>	



イメージ写真掲載

施策テーマ3. コウノトリの生息環境をまもる

3-①	コウノトリの飼育・野生復帰
生物多様性のシンボルであるコウノトリの市域および周辺域への定着をめざす「コウノトリ保全計画」および「実施計画」を策定し、関係機関等との連携のもと、計画に基づく取組を推進します。	
3-②	コウノトリの採餌・営巣環境づくり
コウノトリの定着を目指す地域において、モニタリング調査に基づく効果的な採餌環境づくりを進めます。 また、営巣可能な山林の保全・育成や必要に応じた人工巣塔の設置等、コウノトリの営巣環境づくりを行います。	
3-③	コウノトリ関東地域個体群形成に係る協働の推進
IPPM-OWSの方針にもとづき、関東地域個体群形成に向けた野外コウノトリの個体管理（救護・事故防止・遺伝的多様性維持等）の検討・協働・支援等を行います。	

施策テーマ4. 自然のつながりをまもる

4-①	利根川・江戸川・利根運河における河川整備
「利根川・江戸川水系河川整備計画」（R2.3）に基づく河道掘削や水門・樋管等整備に際し、生物多様性に留意した実施を国に働きかけていきます。 また、市内の河川や用排水路や湿地、ため池、調整池、水田などにおける水域のネットワーク形成を図ります。	
4-②	エコロジカル・ネットワークの形成
都市計画マスタープランに基づき水とみどりのネットワークの形成を図ります。	

生物多様性を
いかに

防災や農業、観光など、暮らしや経済において、「自然の価値」を活かします

施策テーマ5. 暮らしにいかす

5-①	脱プラスチックへの意識の向上
川を通じて海に流出し生きものに悪影響を与えるプラスチックごみの減量を、世界動向等の情報提供と市イベント等において取組などを広報し人々の意識の向上に努めます。	
5-②	ゼロカーボンシティ宣言をふまえた取組
ゼロカーボンシティ宣言を行い、CO2 排出量を減らす活動の普及・実践を進めます。	
5-③	自然を意識した暮らしの普及・啓発
<p>生物多様性の保全を進めることは、暮らしの基盤をつくり、台風やゲリラ豪雨などの災害から守り、安全・安心に暮らせることにもつながります。また、教育やレクリエーションなど暮らしを豊かにもします。</p> <p>このように、一人一人が、身近な自然と暮らしの関係について考え、生物多様性の保全に向けて行動するきっかけとなる情報発信を進めます。</p>	

ゼロカーボンシティ宣言

野田市では、「廃棄物と環境を考える協議会」に加盟しています。2020（令和2）年に協議会構成自治体として、地球的規模の環境保全に積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明しました。

なお、現在は、「第4次野田市地球温暖化対策実行計画」において、「ゼロカーボンシティ宣言」を行う予定です。



イメージ写真掲載

施策テーマ6. 経済にいかす

6-①	企業と連携したエコツーリズム
<p>自然と観光をテーマにした観光モニターツアーに取り組むとともに、清水公園とこうのとりの里などを拠点とした周遊ルートの設定、各種イベントの開催地としての活用、関連商品の販売、情報発信拠点としての整備などを進めます。</p>	
6-②	有機資源及びブランド農産物の活用
<p>有機資源の活用として、堆肥事業による資源のリサイクルを推進します。 ブランド農産物を購入・飲食できる店舗・販売所の紹介マップを製作し、広く市内外に周知を行い市内外での販路確保を推進します。さらに、ブランド農産物を活用した商品の開発を支援するとともに、登録商品の広報PRを進めます。</p>	
6-③	学校給食への市内産農産物の活用
<p>市内小中学校給食における黒酢米、市内生産農産物の活用をはじめ、地産地消と食育を進めます。</p>	
6-④	生物多様性に留意した消費活動
<p>商品につけられるエコマーク等を通じた森林保全、廃棄物減量等、生物多様性への負荷低減・寄与に留意して生産・調達された物品情報を紹介し、生物多様性に留意した消費活動の推進をはかります。</p>	



イメージ写真掲載



生物多様性を
たのしむ

自然に親しむ、遊ぶ、癒されるなど、「自然の魅力」を楽しみます

施策テーマ7. 自然の魅力を感じてたのしむ

7-①	自然に親しむルール・マナーの周知
自然観察や散策などにおけるルール・マナーの周知により持続可能な活用をはかります。	
7-②	生きものマップの作成
生物多様性に係る情報について、「生きものマップ」を作成し、生きものを知ることで、生きものへの関心を高めます。	
7-③	生きものへの関心を高める制度の設立
生きもの等への関心を高めるために、活動に対する顕彰表彰など、人々が自然に目を向けるきっかけとなる制度を設立します。	
7-④	在来種・外来種の理解の推進
在来種や外来種の紹介資料を作成・配布し、楽しみながら在来種等を学び、外来種駆除対策などの行動するきっかけづくりを進めます。	
7-⑤	在来植物を活かした緑化活動の推進
ふるさと花づくり運動の制度を活用し、市有地や公共用地への緑化活動を進めます。 また、企業用地、個人の庭等において、在来植物によるビオトープ・ガーデンづくりを紹介し楽しめる緑化活動を進めます。	
7-⑥	江川地区市民農園の継続開催
江川地区市民農園における農業等体験事業を継続開催します。	
7-⑦	SDGs やカーボンニュートラルなど共通言語による意識の向上
SDGs やカーボンニュートラルなど認知度の高い言葉を利用し、生物多様性との関係について考え、行動するきっかけとなる情報発信を進めます。	



イメージ写真掲載

生物多様性を
つなぐ

環境教育・学習、人材育成、財源確保などによって、「自然の恵み」を次世代に引き継ぎます

施策テーマ 8. 情報でつなぐ

8-①	生物多様性に係る情報発信
<p>生物多様性・自然に係る情報発信を市 HP、市報、LINE、Facebook など、様々な媒体を活用し実施するとともに、戦略の取組成果等を発信するためのイベントを開催します。</p>	
8-②	市民団体や企業等による取組の発信
<p>市民団体や学校、企業等の生物多様性の保全・再生・活用等に係る活動情報を市ホームページ等で紹介し、活動や交流の促進を支援します。</p> <p>また、交流をはかるための場として発表会や報告会などを開催します。</p>	
8-③	環境学習プログラムの活用促進
<p>公民館で実施されている自然体験や環境学習のプログラムを関係機関で共有し、環境学習の周知により充実を図ります。</p>	



イメージ写真掲載

施策テーマ9. 人や活動がつなぐ

9-①	自然環境調査拠点等を中心とした活動
<p>「こうのとりの里」や「三ツ堀里山自然園」、「理窓会記念自然公園」などを拠点として、子どもから高齢者までが参加できるイベントを開催し、活動の交流としての活用を進めます。</p>	
9-②	ボランティア登録制度の推進
<p>生物多様性の取組を支える市民団体の活動を支えるため、登録制度を設立し、活用を図ります。</p>	
9-③	地域コミュニティによる身近な自然環境の保全・維持管理
<p>自治会を始め地域コミュニティによる公園や自然拠点など、身近な自然環境の保全・維持管理に関する意識向上、活動促進を図ります。</p>	
9-④	企業・事業者の社会貢献活動による自然環境保全・維持管理の促進
<p>企業・事業者のCSR ニーズ（経済・労力等）と市内自然拠点の保全・維持管理活動におけるニーズのマッチングの仕組みづくりを進めます。</p>	
9-⑤	学校教育における自然環境拠点の活用
<p>市内小中学校の総合学習等における時間を活用し、江川地区や市民の森などで生物多様性や市の取組についての学びを進めます。</p>	
9-⑥	学校と民間活動等のマッチング支援
<p>学校の生物多様性に係る学習におけるニーズと企業や市民団体、市公共施設等による支援活動（講師派遣、活動の場や資材の提供等）をマッチングする仕組みづくりを進めます。</p> <p>また、オンライン講座や出前授業による環境学習の機会をつくります。</p>	
9-⑦	広域連携による取組の推進
<p>「関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会」、「コウノトリの舞う地域づくり連絡協議会」、「利根運河協議会」、「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」などへの参加や計画の推進における連携・協働を通じ、シンボルであるコウノトリの生息環境づくりや、市の生物多様性保全や生態系ネットワーク形成の促進をはかります。</p>	



イメージ写真掲載

施策テーマ10. 財源の活用でつなぐ

10-①	市の基金の生物多様性への活用
ふるさと納税を財源とした「みどりのふるさと基金」を確保し、事業の推進を図ります。	
10-②	森林環境譲与税の活用
森林の多様な重要性について、市民の理解を深めることを目的とした、新規の市民の森の管理及び整備に関しては、森林環境譲与税を財源として活用できることから、鶴奉の市民の森や新たな市民の森の整備に活用していきます。	
10-③	民間資金の活用
クラウドファンディングやネーミングライツ、企業からの寄付金受け入れの仕組みづくりなど、民間資金を生かした生物多様性の推進のための財源確保手法について情報収集・活用を図ります。	
10-④	生物多様性に係る支援制度の情報提供
国・県・財団等の助成制度を活用して、地域における生物多様性の保全に関する市民団体、NGO・NPO等の取組を支援します。	



施策テーマ11. 未来へつなぐ

11-①	環境教育を通じた郷土愛の醸成
博物館や公民館はもとより、企業に協力いただき、多くの人々が利用する場所への展示や学校を通じた生物多様性の発信により、野田市の豊かな自然と歴史をしっかりと伝えることで、郷土愛の醸成をはかります。	
11-②	生物多様性を守り・伝える人材育成
市の自然環境を将来につなぐ人材（生きもの調査員、イベントリーダー等）育成に係る講座・登録制度について市民団体との連携・協働により検討・推進します。	
11-③	生物多様性に係る市民意識の把握
生物多様性の市民意識調査として、社会環境調査（アンケート調査）を次期戦略の見直しまでに3回実施し、市民意識の変化・醸成を把握するとともに施策検討に活用します。	
11-④	戦略の定期的な進捗確認・評価の実施
生物多様性に関連する部署により生物多様性庁内検証会議を設置し、定期的な検証を行います。	

第4章 第2期戦略の推進体制と今後の進め方

(1) 推進体制

野田市におけるこれまでの自然再生、生物多様性の保全・再生・活用の取組については、野田市（行政）と同様に自然保護団体、市民等が大きな役割を果たしてきた経緯があります。これは、市内に貴重な野生動植物が多数生息・生育しており、自然保護団体等の活動の重要なフィールドになっていたからです。

⑤ 主体の分類と主な役割

めざすべき将来像の実現にむけた施策の効果的・効率的・発展的な計画の推進にあたっては、行政だけでなく、市内で生活・活動する市民や市民団体(NPO)、事業者、教育機関・研究機関、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を認識し、それぞれの視点からできることを考え、自主的・継続的な取り組みを進めていくとともに、各主体間の連携・協働による取り組みを進めていくことが必要です。

野田市に係わる主体が一体的に取り組みを推進するために、相互に連携・協働をはかりつつ、どの主体が何を行うのかを明確にすることが必要であることから、主体ごとの役割を以下に示します。

●主体の分類と主な役割

- ①野 田 市：関係各課と協力し事業を推進、各主体との連携体制の構築
- ②教 育 機 関：子どもたちへの環境教育の推進
- ③市民活動団体：自然環境調査の実施及び協力、環境調査の情報集積
- ④市 民：環境学習や生物多様性の保全活動への参加
- ⑤企 業：環境保全活動の実施、他主体への支援、生物多様性への配慮
- ⑥関 係 機 関：国・県・大学、近隣自治体等との連携による広域的な事業の推進



⑥ 市の責務及び各主体に期待されること

本市は、国や県と連携を図りつつ、市内の生物多様性の保全と生きものからの恵みの持続的な享受のため、本戦略に基づき積極的な取組を行います。

また、行政のみならず、市民一人ひとりが生物多様性に関心を深め、生物多様性に配慮した行動を起こすことも必要であることから、市民、市民活動団体、企業、専門家が連携・協働しながら、それぞれに期待される役割を果たしていきます。さらに、それぞれが役割を果たしながら、関係主体との連携・協働を進めていきます。

●市の責務と各主体に期待されること

①野 田 市：生物多様性の実態の把握に努め、その情報を市民に提供するとともに、市民、市民活動団体、企業や専門家がそれぞれの役割を十分に果たすことができるよう支援しながら相互の連携を促進し、生物多様性保全の活動の輪を広げていきます。

②教 育 機 関：子どもたちへの環境教育の推進とあわせて、市民、市民活動団体、企業に対する普及啓発や自然環境教育に貢献します。

③市民活動団体：生物多様性の保全・回復に関する活動や、環境や生物多様性の現況調査、モニタリング調査、情報の収集・提供等を自ら企画・実施するとともに、行政が行う活動・調査などに協力します。

④市 民：自然環境学習や自然環境保全活動に参加するなど、日頃から生物多様性に関する情報に関心を持つとともに、環境保全や生物多様性に配慮したライフスタイルの実現を目指します。

⑤企 業：事業活動の様々な場面において生物多様性の保全に配慮するとともに、地域における環境活動の実践や参加など、行政や市民活動団体などとの協働による活動に取り組みます。

⑥関 係 機 関：生物多様性に関する調査を自ら実施するとともに、専門的な知見や技術を踏まえて課題の指摘や改善の方法などについて情報発信し、市民、市民活動団体、企業に対する普及啓発や自然環境教育に貢献します。

(2) 今後の進め方（戦略の進行管理）

① 各事業の進行管理

市は、4つの基本方針に沿って作成した59の事業に率的に取り組みます。また、年に1度、各事業の進捗状況を確認し、第2期戦略における事業検証のための会議を設置し、進行管理を行います。

② 検証結果の公表

進捗状況の検証結果については、市ホームページにより公表するとともに、これら事業は、施策の進捗状況、自然的・社会的状況の変化に応じ、適宜見直します。

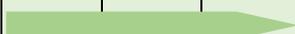
③ 戦略の見直し

次期戦略の改訂にあたっては、事業の検証だけでなく、見直しに係るプロセスを決定することで、進行管理がスムーズに行えることから、進行管理とあわせて、次期戦略の見直しを次のとおりとします。

【見直しにかかる工程】

- ・ 事業評価 : 2027（令和9）年に中間評価、2032（令和14）年に最終評価
- ・ 自然環境調査 : 2028（令和10）年に調査員会設置、計画作成、2029（令和11）年から調査開始
- ・ 社会環境調査 : 2029（令和11）年に調査実施
- ・ 第3期戦略策定 : 2030（令和12）年に生物多様性のだ戦略市民会議において開始

【進行管理のイメージ】

項目	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
進捗確認 事業評価		 （仮称）生物多様性のだ戦略における事業検証会議を設立し、年1回事業の進捗を確認。R9に中間評価、R14に最終評価を実施								
自然環境調査						 R10 調査計画、R11 調査実施				
社会環境調査 （アンケート調査）							 R11 調査実施			
第3期戦略								 R12 市民会議を設立し、第3期戦略を策定		

資料編

「生物多様性のだ戦略市民会議」委員名簿

「生物多様性のだ戦略調査員会」調査員一覧表

「自然環境調査」結果

「歴史調査」結果

「野田市生きものの豊かさアンケート」結果

「用語解説」

第2期 生物多様性のだ戦略

発行日：令和4（2022）年 月

発行：野田市

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地1

電話：04-7125-1111（代表）

編集：野田市自然経済推進部みどりと水のまちづくり課